

認定審査の受理要件(2011年度適用)

2011年度の「認定審査の受理要件」については以下の通りとなります。

[認定審査の受理要件[2011年度適用]]

- 2011年度の「認定・審査の手順と方法」の「2.2 認定の対象」のうち、「2.2.1 プログラムと教育課程」ならびに「2.2.2 プログラムの形態」を満たしているプログラム（具体的には下記のチェック項目です）。
- この他、別に掲げる「申請にあたっての留意点」をお守りいただき、円滑な認定審査作業にご協力をお願いいたします。

なお、2006年度以前に適用されていた「認定審査の申請に必要な条件」に盛り込まれていた重要事項については、「認定基準の解説」や「認定・審査の手順と方法」等に引き続き記載されておりますので、ご注意下さい。

[認定審査の受理要件[2011年度適用]]

『認定の対象』のチェック(「認定・審査の手順と方法」2.2.1ならびに2.2.2の確認)

[チェック 1]

プログラムは技術者の基礎教育を大学学士水準で実施して、修了生に学士号を授与するプログラムですか？(2.2.1)

[チェック 2]

プログラムと教育課程の関係は以下の4種類のいずれかに該当しますか？(2.2.1(1)～(4))

- (1) わが国の学校教育法第1条その他で定められる大学（以下、「大学」と呼ぶ。）における、4年間の修学期間を有し124単位以上の取得をもって卒業を認め、卒業生に学士号を授与し、プログラム修了生とする教育課程。
- (2) わが国の省庁が設置する、または独立行政法人が運営する大学校（以下「大学校」と呼ぶ。）における、4年間の修学期間を有し、かつ、大学における124単位と同等以上の単位取得をもって卒業を認め、独立行政法人大学評価・学位授与機構より学校教育法第68条2第4項第2号に基づき学士号が授与される者をプログラム修了生とする教育課程。

※ 2011年1月現在以下の大学校が対象

(http://www.niad.ac.jp/n_gakui/ninteisisetsu/index.html) :

防衛大学校、防衛医科大学校、独立行政法人水産大学校、海上保安大学校、

気象大学校、職業能力開発総合大学校、国立看護大学校

- (3) わが国の学校教育法第1条その他で定められる短期大学または高等専門学校(以下、「高専等」と呼ぶ。)における、大学1、2年生相当の2年間と、当該高専等が設置する専攻科における2年間の合計4年間の修学期間を有し、大学における124単位と同等以上の単位取得をもって卒業を認め、かつ、独立行政法人大学評価・学位授与機構より学校教育法第104条第4項第2号に基づき学士号が授与される者をプログラム修了生とする教育課程。
- (4) (1)、(2)または(3)に準拠し、かつ、JABEEが認める教育課程。(本項目に該当すると判断されるプログラムは申請前にJABEE事務局にお問い合わせください。)

[チェック 3]

プログラムは以下を満たしていますか?(2.2.2)

- (1) プログラムは、同一教育機関内の他のプログラムと明確に区別できる、日本語の公表されている名称をもたなければならない。
- (2) 履修生がプログラムから同一教育機関内の他のプログラムに移籍することを認める場合には、移籍に関する規則が定められ、少なくともプログラムの履修生に公開され、その規則に基づいて移籍が行われるなど、適切に運用されていなければならない。
- (3) [チェック2]の(1)ならびに(2)に基づくプログラムの修了条件は、学則等に基づく卒業条件と一致していなければならない。